

評価細目の第三者評価結果(保育所共通評価基準)

評価対象 I 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果	コメント
I-1-(1) 理念、基本方針が確立されている。			
①	理念が明文化されている。	a	「すべての子ども達がひとしく愛護され、健やかに育成される場を提供します」「子ども達と集団生活をともにし、自主自立の心と身体を養います」「福祉向上をめざして、地域に貢献した支援に積極的に関わろう努めます」「環境保護への興味関心を高め、自然を大切にする保育・養育を実施します」の4項目を柱とする基本理念を、いなみ園マニュアル、ホームページに明文化している。
②	理念に基づく基本方針が明文化されている。	a	理念に基づく保育目標「心身ともにたくましく豊かな心をもった、明るく元気な子、自分で考え行動できる子、思いやりのある子」を、いなみ園マニュアル、ホームページ、入園のしおりに明文化している。
I-1-(2) 理念や基本方針が周知されている。			
①	理念や基本方針が職員に周知されている。	a	毎年度初めの職員会議で、園長が基本理念・保育目標に沿った園全体の方向性・具体的施策を明示した資料(目的・目標展開表)を詳しく説明し、職員への周知を図っている。
②	理念や基本方針が利用者等に周知されている。	a	保護者には入園説明会時に、園の基本理念や保育目標、具体的な取り組みをスライド写真等も用いながら詳しく説明している。保護者懇談会の際にも折に触れ説明し、継続的な周知を図っている。又、ホームページに基本理念や保育目標を明示すると共に、園の取り組みを写真を添えて紹介し、利用希望者も含めて幅広く周知を図っている。

I-2 事業計画の策定

		第三者評価結果	コメント
I-2-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。			
①	中・長期計画が策定されている。	a	保育を取り巻く状況や市の人口動態(出生率等)を把握した上で、「子どもの成長・発達」「保護者の満足」「地域の保育ニーズの理解と支援」「職員の能力向上」「環境教育の実施」を柱とする具体的な中・長期計画を策定している。又、「定員数240名の維持」、ISOに基づく具体的な数値目標(総合パフォーマンス指標)も設定された内容となっている。
②	中・長期計画を踏まえた事業計画が策定されている。	a	中・長期計画を踏まえ、単年度の事業計画(目的・目標展開表)を策定している。目的・目標展開表には、7項目を柱とする当該年度の重点目標、又、目標に対する具体的な管理指標が設定されている。
I-2-(2) 事業計画が適切に策定されている。			
①	事業計画の策定が組織的に行われている。	b	年度末のマネジメントレビュー会議を通じて、次年度の事業計画(目的・目標展開表)を策定している。今後、事業計画の策定については、より多くの職員の参画が得られる仕組み作りが期待される。
②	事業計画が職員に周知されている。	a	当該年度の事業計画(目的・目標展開表)は年度当初の職員会議時に、全職員に配布・園長が詳しく説明し、周知を図っている。事業計画の進捗状況や達成率は、年2回(10月・3月)のマネジメントレビュー会議の中で確認している。
③	事業計画が利用者等に周知されている。	b	父母の会総会で、年間の行事予定計画を配布している。今後、父母の会総会において、当該年度の事業計画(目的・目標展開表)の内容についても、保護者に資料等を用いて分かりやすく説明する取り組みが期待される。

評価細目の第三者評価結果(保育所共通評価基準)

I-3 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果	コメント
I-3-(1) 管理者の責任が明確にされている。			
①	管理者自らの役割と責任を職員に対して表明している。	a	いなみ園マニュアルに園長の役割と責任(有事対応含む)を明示している。園長は各種研修会や園長会に積極的に参加し、自らの専門性の向上に努めている。又、職員には職員会議や園内研修時等に、保護者には入園説明会や父母の会総会等で、自らの考えや園全体の方針を表明している。
②	遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a	園長は経営管理研修等への参加、法令の制定・改定の通知、インターネットを活用しての情報収集により、運営に関する法令全般についての理解を深めている。遵守すべき関係法令・条例・指針は「適用される法規制登録表」にリスト化している。リストは環境面を含めた幅広い分野にわたって構成されている。職員が遵守すべき関係法令(個人情報保護法、児童虐待防止法等)については、職員会議や園内研修を通じて周知徹底を図っている。又、職員が関係法令を遵守しているかを、ISOの内部監査を通じて確認する機会を設けている。
I-3-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。			
①	質の向上に意欲を持ちその取組に指導力を発揮している。	a	保育サービスの質の向上を図る為、平成14年度よりISOを導入している。園長は保育サービスの内容について検討する各種会議(職員会議、運営会議、レビュー会議等)に参画し、職員に提言や助言を行っている。又、保育サービスの質の向上を図れるよう、園内・外における職員研修の充実を図っている。
②	経営や業務の効率化と改善に向けた取組に指導力を発揮している。	a	園長はISOによるPDCAサイクルの手法を活用した運営体制を構築し、職員と共に業務の効率化・改善に継続的に取り組んでいる。又、子どもの最善の利益を考慮し、経営面の分析やハード面の改善(ビオトープやピザ窯の導入等)、職員の人材育成、地域の子育て支援活動に指導力を発揮している。

評価細目の第三者評価結果(保育所共通評価基準)

調査対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 経営状況の把握

		第三者評価結果	コメント
Ⅱ-1-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。			
①	事業経営をとりまく環境が的確に把握されている。	a	社会福祉法人経営者協議会・全国保育協会・日本保育士協会からの情報を活かし、社会福祉事業全体の動向を把握している。県・市全体の人口推移や出生率に関する情報を収集し、分析を行っている。年1回、保護者アンケートを継続的に実施し、保育サービスや子育て支援に関するニーズを把握している。人口動態に関するデータや保護者から得られたニーズは、中・長期計画や事業計画に反映している。
②	経営状況を分析して改善すべき課題を発見する取組を行っている。	a	毎月、財務・在園児数の推移を分析し、運営会議の中で検討している。保育界を取り巻く状況や保育ニーズ、今後の子育て支援の展望は中・長期計画に、又、当該年度に取り組む重点事項は事業計画に明示し、全職員で情報共有を図りながら、継続的な改善活動に取り組んでいる。
③	外部監査が実施されている。	a	保育・財務会計に精通する公認会計士による外部監査を実施し、経営改善に取り組んでいる。

評価細目の第三者評価結果(保育所共通評価基準)

II-2 人材の確保・養成

		第三者評価結果	コメント
II-2-(1) 人事管理の体制が整備されている。			
①	必要な人材に関する具体的なプランが確立している。	a	年度途中から増加する乳児の受け入れ等にも柔軟に対応出来るよう、計画的な雇用管理の体制を整備している。必要に応じて人材派遣も活用しながら、保育士を確保している。園が期待する職員像は「職員道德規準7ヶ条」に明示されている。
②	人事考課が客観的な基準に基づいて行われている。	a	人材育成を目的として人事考課制度を導入している。経験年数や職位に応じ、具体的な行動項目を明示した考課表を整備している。年2回、自己評価や複数の上司による多面評価を実施し、点数化することで客観性や透明性を確保している。人事考課結果や今後の課題は、園長から職員にコーチングの手法を通じて伝えることで、職員個々の意識・能力の向上に繋げている。
II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。			
①	職員の就業状況や意向を把握し必要があれば改善する仕組みが構築されている。	a	職員の就業状況や有給休暇消化率は法人事務局が把握し、園長に情報を伝えている。各クラスの職員が互いに協力し合いながら、有給休暇を取得しやすい環境作りに取り組んでいる。有給休暇の残数を自己管理出来るように、休日カレンダーを職員一人ひとりに配布している。職員が抱えている保育の悩みや問題を解決出来るよう、上司による相談体制を整えたり、アクションラーニング(年6回:問題・課題の振り返りを通じ、チーム・個人の力を養成する学習)の機会を設けている。
②	職員の福利厚生や健康の維持に積極的に取り組んでいる。	a	福利厚生センターに加入し、福利厚生の充実を図っている。職員の健康診断(年1回)を適切に実施している。職員のメンタルヘルス対策として、希望時は併設施設(児童家庭支援センター)の臨床心理士に相談できる体制を整えている。
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。			
①	職員の教育・研修に関する基本姿勢が明示されている。	a	中・長期計画や事業計画に「職員の能力向上」を明示し、教育・研修に積極的に取り組んでいる。園全体の研修実施計画に基づき、保育の質の向上を目的とした園内研修(テーマにより外部講師も招待)を実施したり、専門的な園外研修に職員を派遣している。
②	個別の職員に対して組織としての教育・研修計画が策定され計画に基づいて具体的な取組が行われている。	b	新入職員には、業務手順研修実施計画書に基づき、教育を行っている。現任者には人事考課を通じて、職員一人ひとりの能力を把握している。今後、人事考課の結果を考慮し、職員一人ひとりの個別の研修計画の作成が期待される。又、職員の研修希望についても、把握する取組が期待される。
③	定期的に個別の教育・研修計画の評価・見直しを行っている。	b	主任が研修担当を務めている。園外研修を終えた職員は、報告書を作成している。報告書の回覧や職員会議時の発表を通じて、内容を他職員にも周知している。園内研修実施時は代表者が内容を記録している。外部講師を招いた際は全職員に報告書を記入してもらっている。今後、園外研修の報告書に上司のコメントを記入したり、園内研修実施後は全職員にアンケートをとり、次年度の研修内容の改善に活かす取組が期待される。
II-2-(4) 実習生の受入れが適切に行われている。			
①	実習生の受入れと育成について基本的な姿勢を明確にした体制を整備し、積極的な取組をしている。	a	「実習生受け入れマニュアル」を整備し、次世代の保育を担う人材の育成を目的として、実習生を積極的に受け入れている。実習受け入れ担当者を定め、実習前にはオリエンテーションを実施している。実習プログラムは、各養成校の要望に基づいた内容となるように配慮している。養成校の関係者とは定期的に、又、必要に応じて随時連携を図っている。

評価細目の第三者評価結果(保育所共通評価基準)

II-3 安全管理

		第三者評価結果	コメント
II-3-(1) 利用者の安全を確保するための取組が行われている。			
①	緊急時(事故、感染症の発生時など)における利用者の安全確保のための体制が整備されている。	a	事故・感染症の発生時に、職員が適切に対応出来るよう、「救急マニュアル」「感染症対応手順書」を整備している。又、消防職員の指導の下、救急救命講習を受講し、実技訓練(AED使用方法、心肺蘇生法等)も交えながら、万が一に備えている。事故は勿論、些細な怪我についても保護者に必ず報告している。感染症が発生した場合も、適切な情報を提供している。大きな事故に備え、賠償保険にも加入している。
②	災害時に対する利用者の安全確保のための取組を行っている。	a	「いなみえん防災マニュアル」に基づき、併設の児童養護施設と合同の総合避難訓練(火災想定)を年2回、実施している。内1回は消防職員の立ち会いの下での訓練を実施し、助言を得ながら改善を図っている。又、加えて園独自の防災研修や訓練(消火器体験、地震・水害・台風想定)を毎月実施し、災害時対応の強化を図っている。避難訓練の際には公民館や交番、時には小学校とも連携を図っている。避難時の安否確認の為、児童名簿・児童引き渡し確認カードを整えている。備蓄品・防災グッズをリスト化し、適切に保管している。
③	利用者の安全確保のためにリスクを把握し対策を実行している。	a	事故には至らなかったヒヤリハット事例を「改善レポート」で報告している。毎月の安全管理委員会で事例検討を行い、安全・防止対策を職員に周知している。ハード面で危険が想定される箇所は「ヒヤリハットマップ」に集約・掲示し、職員への注意喚起を図っている。遊具等の事故を防止する為、園舎園庭点検表での自主点検、業者による定期的なメンテナンスを実施している。又、日常の中で職員が遊具等の異常を発見した場合は「不適合の報告書」に記載し、即座に対処している。

II-4 地域との交流と連携

		第三者評価結果	コメント
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。			
①	利用者と地域とのかかわりを大切にしている。	a	地域との関わりを大切にする基本的な考え方を理念、中・長期計画・事業計画に明示している。定期的な交流の機会として、施設開放日(週1回)を設けている。保育園を利用していない親子を迎え入れ、気軽な育児相談にのったり、親同士が語り合い出来る場を提供している。「地域参加マニュアル」を整備し、普段から自然観察の為に散歩に向いたり、地域のイベント(湯のまつり、ふれあいまつり)等に積極的に参加している。中高生の職場体験も職員の理解と協力を得ながら受け入れを行っている。
②	事業所が有する機能を地域に還元している。	a	地域の子育て支援の拠点として、「なかよしひろば」を開設している。「なかよし通信」を地域の関係機関に毎月配布し、なかよしひろばの存在や施設開放日を周知している。「なかよしひろば」や施設開放日は未就園親子が集い交流を楽しむ場、気軽に育児相談(育児講習含む)が出来る場となっている。又、市の依頼により、育児不安がある家庭への訪問サポート(育児・保育経験の深い担当者が様々な相談に応じたり、必要な社会資源を活用出来るように助言)を行っている。地域の子育てニーズに対応出来るよう、マイ保育園事業や一時保育も積極的に実施している。
③	ボランティア受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a	いなみ園マニュアルにボランティア受入れに関する考え方を明示している。実習後の学生ボランティア・高校生の吹奏楽・サマーボランティア等の受け入れを行っている。双方にとって効果的な内容となるよう、必要時は事前に打ち合わせを行ったり、守秘義務の遵守、望ましい保育養護と態度等を説明してから、受け入れを行っている。

評価細目の第三者評価結果(保育所共通評価基準)

II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。			
	① 必要な社会資源を明確にしている。	a	地域の子育て支援の拠点となるよう、保育コーディネーター研修を通じて、多様な子育て支援サービスの把握を行っている。保育コーディネーター研修の報告や職員会議で「地域の中の社会資源」について話し合い、職員間での情報共有を図っている。保護者が地域の社会資源を有効活用出来るよう、様々なパンフレット(病後児保育、子育てフォーラムの案内等)を備え置いたり、状況に応じて必要な助言・情報提供をしている。
	② 関係機関等との連携が適切に行われている。	a	必要に応じて、地域の関係機関(小学校、医療機関、保健所、児童相談所、民生・児童委員等)と連携を図っている。児童養護施設、児童家庭支援センターを併設しており、児童虐待や発達障害が疑われる場合は、随時の連携・支援体制を整えている。児童家庭支援センター所長が要保護児童対策協議会に参加しており、法人全体の運営会議を通じて、見守りが必要な要保護児童の情報を共有している。
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。			
	① 地域の福祉ニーズを把握している。	a	保護者アンケートの継続的な実施や施設解放日・マイ保育園・なかよしひろばでの未就園児保護者との交流を通じて、子育て支援に関する福祉ニーズを汲み取っている。
	② 地域の福祉ニーズに基づく事業・活動が行われている。	a	「地域の保育ニーズの理解と支援」を中・長期計画や事業計画に明示し、地域の子育て支援の拠点としての事業活動を実践している。保護者のニーズに基づき、早朝・休日・時間外保育を実施している。保護者の満足度を高められるよう、ISO(PDCAサイクル)に基づき、継続的な保育サービスの改善に取り組んでいる。なかよしひろばの開設やマイ保育園・一時保育事業の実施、気軽な育児相談、子育て講習の実施は、地域の子育て不安の解消に繋がっている。

評価細目の第三者評価結果(保育所共通評価基準)

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果	コメント
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。			
①	利用者を尊重したサービス提供について共通の理解をもつための取組を行っている。	a	「すべての子ども達がひとしく愛護され、健やかに育成される場を提供します」を基本理念に明示し、子どもの人権を尊重した保育サービスの実践に取り組んでいる。子どもの人権を守るよう、「子どもの権利擁護マニュアル」「職員道徳規準7ヶ条」を整備している。又、子どもの自尊心を傷つけないよう、職員間の話し合いの下で具体的な「不適切な関わり・NGワード」を作成し、普段から注意を促している。子どもの人権に配慮した保育サービスの実践については、保育指針に基づく自己評価、人事考課時のコンピテンシー評価を通じて、振り返る機会を設けている。
②	利用者のプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備している。	a	園として「個人情報保護方針」「守秘義務の遵守」マニュアルを整え、職員研修を通じて、周知徹底を図っている。子どもたちの様子を写真・映像・ケーブルテレビ等で開示する事もある為、事前に保護者に同意を取っている。ホームページで園内の様子を伝える「おたよりあるばむ」は保護者しか閲覧出来ないようにID・パスワード(毎年更新)を設けている。又、オムツ交換は他者から見えない場所で行う等、子どものプライバシーにも配慮している。
Ⅲ-1-(2) 利用者満足の向上に努めている。			
①	利用者満足の向上を意図した仕組みを整備し、取組を行っている。	a	送迎時のコミュニケーションや連絡帳で、保護者の意見・要望を引き出すように配慮している。保育参観後の懇談会でも、意見・要望を聴いている。保護者の意見・要望は職員会議や運営会議の中で検討し、サービスの改善に活かしている。又、本音を汲み取れるよう、年1回、保護者満足度アンケートを継続的に実施している。満足度の集計結果や意見・要望に対する回答は、園だより等を通じて、全保護者にフィードバックしている。
Ⅲ-1-(3) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。			
①	利用者が相談や意見を述べやすい環境を整備している。	a	入園説明会や父母の会総会時に、育児相談等があれば気軽に応じる旨を周知している。又、保育参観後の懇談会時に保護者との意見交換を図っている。懇談会での課題は、園だよりや組だよりで回答や方向性を報告している。又、保護者が相談しやすいよう、相談室・サロン室を設け、随時の育児相談に応じている。
②	苦情解決の仕組みが確立され十分に周知・機能している。	b	苦情解決の体制を整備し、入園時に園長が保護者に詳しく説明する機会を設けている。苦情解決体制を明示したポスター(受付担当者、解決責任者、第三者委員)を掲示し、周知を図っている。「苦情対応マニュアル」を整え、苦情対応の手順を文書化している。苦情は「苦情受付書」に記載し、職員間で速やかに改善策を検討後、「改善レポート」としてまとめ、申し出者に経緯や改善策を報告している。実際に保護者からの申し出により、送迎時の混雑緩和の改善等を図っている。今後、苦情解決の体制を入園のしおりやホームページにも明示されることを期待する。
③	利用者からの意見等に対して迅速に対応している。	a	保護者からの意見・要望に迅速に対応出来るよう、「意見・要望対応マニュアル」を整えている。意見・要望への回答は、内容により個別対応を図ったり、全保護者に文書(園だより、クラスだより等)で報告している。普段のコミュニケーションや無記名アンケート(年1回)で保護者の意見・要望を積極的に汲み取り、保育サービスの質の向上に繋げている。

評価細目の第三者評価結果(保育所共通評価基準)

Ⅲ-2 サービスの質の確保

		第三者評価結果	コメ ン ト
Ⅲ-2-(1) 質の向上に向けた取組が組織的に行われている。			
①	サービス内容について定期的に評価を行う体制を整備している。	a	事業計画(目標・目的展開表)に基づき、園全体のサービスの質(プロセスの有効性)を定期的に評価する体制を整備している。又、年度末に職員一人ひとりが「保育士の為の自己評価チェックリスト(300項目)」に基づく自己評価を実施し、自らの強み・弱みを客観的に振り返る機会を設けている。 「保育士の為の自己評価チェックリスト」を通じて把握した職員個々の課題は、次年度の「自己目標」に繋げて改善を図っている。又、自己評価チェックリストの集計やISOによる内部監査を通じて把握した園全体としての課題は全職員で共有を図り、次年度の改善計画や園内研修に繋げている。
②	評価結果に基づき組織として取り組むべき課題を明確にし、改善策・改善実施計画を立て実施している。	a	
Ⅲ-2-(2) 提供するサービスの標準的な実施方法が確立している。			
①	提供するサービスについて標準的な実施方法が文書化されサービスが提供されている。	a	いなみ園マニュアルに、具体的な保育サービスの手順(おんぶ、授乳、調乳、おむつ交換、沐浴等)を明示している。保育課程に基づき、年間指導計画、月、週指導計画を作成し、保育サービスを実践している。各クラス毎のチェックリスト項目を設け、ISOに基づく内部監査を通じ、項目に沿ったサービスの実践状況を確認する機会を設けている。 ISOの内部監査に関する各クラス毎のチェックリスト項目は、前年度の反省(不適合の報告)等を踏まえ、毎年見直しを行っている。
②	標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a	
Ⅲ-2-(3) サービス実施の記録が適切に行われている。			
①	利用者に関するサービス実施状況の記録が適切に行われている。	a	保育課程に基づき、年間指導計画、月、週指導計画を作成し、保育サービスを実践している。実施した事は保育日誌に記録している。未満児(0・1・2歳児)には個別の援助計画と経過記録を、又、全児の「発達の記録」を整えている。 文書及び記録の管理責任者(=園長)を定めている。文書管理台帳に保管期間・廃棄手順等を明示し、適切に保管している。文書開示規程を整備し、保護者からの要請があれば情報開示を行う手順を整えている。個人情報保護方針を整備し、職員会議を通じて職員への周知徹底を図っている。保護者に対しては、個人情報保護方針の掲示、入園時の説明を通じて周知を図っている。ホームページ上の写真の掲載、テレビの撮影に関しては、予め保護者の同意を得ている。 毎日の終礼は各クラス合同で実施し、日々変化する子ども・保護者の情報を職員全体で共有している。又、特別な配慮を要する子ども・保護者については、ケースカンファレンスや職員会議を通じて、園全体での情報共有を図っている。終礼や会議に参加できない場合は、記録を読み・確認印を押すことで、情報の伝達を図っている。
②	利用者に関する記録の管理体制が確立している。	a	
③	利用者の状況等に関する情報を職員間で共有化している。	a	

評価細目の第三者評価結果(保育所共通評価基準)

Ⅲ-3 サービスの開始・継続

		第三者評価結果	コメント
Ⅲ-3-(1) サービス提供の開始が適切に行われている。			
①	利用希望者に対してサービス選択に必要な情報を提供している。	a	<p>保育園利用希望者への情報提供の為、ホームページを作成し公開している。保育理念や保育目標、入園のしおり、園での具体的な取り組み(一日のプログラム・年間行事等)等が写真添付で紹介されており、充実した内容となっている。</p> <p>入園説明会の際は「入園のしおり(写真添付)」を保護者に配布し、園長・主任が園の方針や保育目標、年間行事計画等を具体的に紹介している。利用開始時は保護者と承諾書・同意書(個人情報、緊急時の連絡・対応)を取り交わしている。子どもや保護者が当園を見学・体験利用出来るように、施設開放日を毎週設けている。</p>
②	サービスの開始にあたり利用者等に説明し同意を得ている。	a	
Ⅲ-3-(2) サービスの継続性に配慮した対応が行われている。			
①	事業所の変更や家庭への移行などにあたりサービスの継続性に配慮した対応を行っている。	a	<p>いなみ園マニュアルに転園の手順を明示している。転園する場合は必要に応じ、「発達の記録」「保育所保育要録」の写しを転園先に送付し、保育サービスの引き継ぎを行っている。3月の保育参観・懇談会には各小学校の先生にも参加して頂き、交流を図っている。又、卒園時は保育所保育要録を小学校に送付し、子ども個々の育ちの情報共有を図っている。</p>

Ⅲ-4 サービス実施計画の策定

		第三者評価結果	コメント
Ⅲ-4-(1) 利用者のアセスメントが行われている。			
①	定められた手順に従ってアセスメントを行っている。	a	<p>入園時に子どもの背景(出生、生育歴、既往症、発達及び行動の特徴、保護者の状況等)を、心身状況等個人調査票、健康カードを用いて把握している。入園後は子ども一人ひとりの「発達の記録」を整備し、誕生日の6ヶ月毎に見直しを行っている。</p>
Ⅲ-4-(2) 利用者に対するサービス実施計画が策定されている。			
①	サービス実施計画を適切に策定している。	a	<p>園の保育課程・手順書に基づき、年間指導計画、月、週指導計画を策定している。年間指導計画の達成に向け、各クラスの月、週指導計画には、子どもの実態に即した具体的な「ねらい」(子どもの成長する姿、保護者のかかわり方、予想される活動、環境づくり等)を明示している。未満児には個別の援助計画を策定している。</p> <p>いなみ園マニュアルに各指導計画の評価・見直しに関する手順を定めている。年間指導計画、月、週指導計画に基づく保育サービスの実践状況を毎月、職員全体で評価・振り返りを行っている。月、週指導計画は日々変化する子どもの状況に即し、前月の評価を踏まえた上で、次月の「ねらい」を明示している。未満児の個別援助計画は、保護者の意向にも配慮しながら見直しを行っている。</p>
②	定期的にサービス実施計画の評価・見直しを行っている。	a	